

「広報」



らぶ



第60回村民体育祭 (195名+α)

2015
10
vol.202

- 2 村長ごあいさつ
- 2~7 議会だより
- 8 新任職員紹介／教育委員会だより
- 9 知夫里っ子大活躍
- 10 第60回村民体育祭

- 11 成人式／敬老会
- 12 ふるさと知夫寄附金(ふるさと納税)のお礼
- 13 知夫里島の防災ニュース／コミュニティ助成事業
戸籍コーナー
- 14 夏のひとコマ

爽やかな季節を迎え、村民の皆様はじめ出郷者の皆様におかれましては益々ご清祥にお過ごしのこととお喜び申し上げます。

さて、今年の知夫里の夏は快晴とべた凧が続き、海水浴を楽しみに帰省された方々も十分に楽しむことが出来たと思えます、日の花火大会や 日の各地区の盆踊りもかなりの盛況で、久しぶりに故郷知夫里を満喫できたのではないかと思うところであります。

花火打ち上げにあたりましては、今年も多数の村内外の皆様からの寄付金により、知夫らしきのある花火を打ち上げることが出来ました。ご協力いただきました皆様に心より感謝を申し上げます。

今まさに海の幸・山の幸がおいしいさを増しつつある時期となつていますが、この夏の好天が海に恵みをもたらしてくれたようであり、昨年絶不調であったヨコワ釣り漁も、今年はシーズン当初よりまずまずの釣果がキープできており、今後更なる釣果の好転

œ é õ

y ñ

y •

y 1

y æ

を願うものであります。

又、今年の 月市場において、子牛 頭当たりの平均価格が万円という最高値での取引となり、減少傾向にあった畜産農家のやる気と、新規就農者の確保に結びつきました。いつまでもこの好景気が持続してくれますことを願うものであります。

そして、この度ふるさと納税に対するお礼の品々を、ポイント制によつて選べる形としましたので、是非、知夫村の未来創生に温かいご協力を賜りますことと、知夫の特産品を満喫していただき、ますことをお願い申し上げます。

結びに、村民の皆様はじめ出郷者の皆様の益々のご健勝とご多幸を祈念申し上げますとともに、今後とも村の発展と平和をめざし、村職員一同気を引き締めて村政執行に全力傾注して参る所存でございますので、温かいご支援ご協力、並びに、ご指導ご鞭撻を願ひ申し上げます。

s ũ « w M ~ 4 Y ' %



q ó Ñ E ũ s ~ Y x í w q

D « ' q x «

E p b , o D > ~ • Y

D

Ô t % 5 ^ • † ` h

" ß Q t m M o

▽知夫村いじめ問題対応専門委員会等設置条例制定

いじめ防止対策推進法の規定に基づき知夫村におけるいじめ防止や早期発見及びいじめへの対応のために必要な組織の設置条例が制定されました。

▽6月補正予算の主な歳出

放牧場整備費を370万円増額、姫浦港の護岸工事費を170万円増額しました。

その他詳しい事は担当者まで

全島公園化計画により、高平山灯台に観光バスが上がる観光光道路の新設を行い観光客の誘致に努める考えはないか。

近い将来に、東牧を経由して松養寺までの観光道路をつないで後世に引き継ぐ計画を進めて行く考えはないか。

村長

井尻議員は『高平灯台に観光道路の新設を』という質問において、村の観光振興の在り方等にも触れながら何点か質問していますが、最初に一言お断りを入れておきます。

ご存じのように、知夫村は人口増加を含めた明るい未来の総枠の提案組織として、知夫村総合戦略策定委員会を立ち上げ、名の委員の方々に各方面の産業振興における課題やビジョンを検討いただいているところでありますので、今私がああだこうだと言うことは出来るだけ避けるべきではないかと思っております。

ただ、これまで国県職員と知夫村の観光振興等について話し合いを進め

てきた内容等について、いくらか申し述べさせていただきます。

私がこれまで、環境省の中四国地方事務所の自然保護官を含む職員の方々や、県の環境生活部自然環境課、或いは、商工労働部観光振興課等の部長以下多数の職員と話した中では、一様に知夫の自然環境と景観はすぐく人を癒すものがあり、魅力的だと言っております。その上で、これまでのようにバスが行けて便利にして、通過型に偏重していくよりは、丸々 1 日かけて知夫の自然や史跡等を探索堪能しながら、心を癒していただく方向に重心を持って行った方がいいのではと言っております。

そういった、自然を満喫しながら心を癒そうと思う人は世の中にはいくらでもいて、村のPR次第で、来客者数はどんどん増えていくのではないかとのことでありました。それゆえ、国県それぞれが直営でもって、知夫村の観光振興を図るに必要な、遊歩道等や関連施設の整備をしていただく運びとなっております。

そうは言っても、知夫村は畜産の島でもあるので、公共放牧場の利用価値向上と組み合わせ考えた結果が、高平山や東牧道路の新設や接続などを是非とも実施すべきとの答申となれば、当然前向きに考えなければならぬと思います。

但し、その場合は、今島根県が実施

一 井 員

すると言っている高平山灯台付近の公園化構想は、とりあえず白紙に戻さなければ、他の公園化事業にも影響があるものと考えるところであります。それと最初に言われた、隠岐世界ジオパーク認定後、工事等をしていないとの指摘がありますが、平成 25 年 9 月に世界認定を受けて以降、まずやらないければならないことは、ジオガイドの養成や案内看板等のソフト面の充実であるべきと、県やジオ推進協からの予算等を中心に進めてきたところであり、工事についても観光振興課が作成している全体計画図の通り、少しずつは進んでいると認識しているところでもあります。

小新議員

● 接遇改善について

組織全体の接遇の現状をどう考えているか。

全体の奉仕者として来訪される方の立場となり利用しやすい明るい

雰囲気づくりを意識しているか。

村長

まず 点目の接遇の現状認識であります。議員が指摘されるとおり、私の耳にも多方面の方々から、職員の挨拶がないだとか声が小さいだとか、雰囲気暗いだとかといった意見と、言葉使いが乱暴だというような声、又、公務員らしい身なりの徹底など色々と聞こえてきており、懸念しているところがあります。

そして 点目の明るい雰囲気づくりを意識しているかですが、これについては当然のことであり、私が村長になってからこれまでの間、月に回は必ず事務の効率化等を図る上で、一般職員との会議と課長との会議をそれぞれ行ってきているところでもあります。

その中で毎回ではありませんが、職員にも課長にも来庁者に対して挨拶の徹底と、思いやりと真心を込めての対応に努めるよう繰り返しきてい

るところであり、知夫里弁を標準語にということも難しくても、対応については幾らかの改善はあったと思っておりますが、議員の指摘のとおり、まだまだ誉められたものであると思っております。

この懸案については、今後も徹底して改善に努めていくつもりであります。

ただ、担当者不在時の対応の不備ということも書かれています。これがどういったことを言っているのか、いまひとつ定かではありませんが、知夫の場合特に、職員数が少ない分、課長も含めて幾つもの業務を兼務している関係上、正担、副担といった連携の形も出来ず、課内の全ての業務を誰もが把握するということは非常に困難な状況であります。

その上で、安易に対応して間違いが起こるといようなことは言語道断であるので、その旨をきちんと説明し、後日連絡を取り合うことは、県庁職員だろうが、他の市町村だろうが同じであると認識しているところでもあります。

又、近年は色々な法改正等もあり、厳しい対応マニュアルなどたわわ世の中になってきていますが、知夫らしさということにはこだわりを持ち、杓子定規一辺倒よりも、顔が見え、心が通う村づくりに重きを置いていきたいと思っております。

▽マイナンバー制度に伴う条例制定

他

国のマイナンバー制度のスタートに基づき知夫村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例が制定されました。

また、それに伴い知夫村個人情報保護条例の一部が改正されました。

その他詳しい事は担当者まで

▽9月補正予算の主な歳出

マイナンバー制度のシステム整備費を520万円増額など、補正後の一般会計総額は、⁴億6700万円です。

その他詳しい事は担当者まで

一般質問

9月の議会では、³名の議員から質問がありました。

質問・回答は要約してあります。全は議会事務にて公開いたします。

井尻議員

●診療所の看護師の採用について

診療所の看護師を、³名体制にし、ゆとりある勤務体制を実現させる考えはないか。

看護師の採用に色々な知恵をだし、獲得に取り組んで頂きたい。

村長

井尻議員からの診療所の看護師の採用についての質問にお答えいたします。

村民の皆様が、この知夫村で安心して生活をしていく上において、診療所の存在は当然必要不可欠なものであり、いつの時代でも、いつ何ときでも存続し対応していなければならぬ物であることは、誰もが認識しているところであります。

その上に於いて、現在の看護師³名体制についてではありますが、日常の診療業務は別として、病気や怪我といった救急患者は、いつ発生するかわからない状況の中で、医師や看護師は365日夜間・休日を問わず体制を備えておく必要があります。そのことで、精神的にも肉体的にも、大きな負担が及んでいることは、私も¹年近く患者輸

送艇の運航管理をしていましたので、それなりに理解は出来ているつもりであります。

ただ、看護師本人や家族などが病気や祝い事等で、どうしても休まざるをえない時については、村在住の看護師免許を所有している方に応援していただく形で対応しておりますし、状況によっては、島前病院から看護師を派遣していただける体制も出来ております。

ちなみに、医師については月⁴回完全休業日を設け、代診医師で対応しておりますし、看護師については、²人により半々で急患当番制を設けて対応しているところであります。

また、災害等の有事の際には県の医療救護実施要綱に則り「島前地域災害医療対策会議」が設置され「災害派遣医療チーム」を派遣していただける制度・体制は出来ております。

しかし井尻議員が懸念されるとおり、私も今の看護師体制が十分なものとは思っていませんし、招福苑についても現在看護師が不足している状況でありますので、財政面及び制度面を考慮しながら、何とか³名程度は補充し、両事業所の体制が多少変則的な形になろうとも、一体的なとらえ方をすることが出来ないものか検討したいと思えます。

尚、看護師の確保はかなり困難が想定されますので、公募はもろろんです

が、村民の皆様縁故者等に協力を仰ぎながら、最大限の確保努力をしてまいる考えであります。

●一貫教育の状況について

児童生徒を増やすために、島留学を考えていますが、教育委員会としての取組や計画をどう進める方針であるか。

教育長

まず、今年度から「知夫里島学び舎構想」の重要施策である「保小中一貫教育」の「知夫小中学校」が開校し、新たな教育活動が行われることに対し、議員の皆様をはじめ、多くの村民の皆様、支える会の皆様、保護者の皆様方のご理解とご協力に対し、心からお礼申し上げます。

さて、ご質問の児童・生徒の減少に伴う施策についてですが、教育委員会では「海里留学」と名付けて今年度は、²去る¹月²7日、²18日東京で島前高校と合同で説明の場を設けてもらい知夫村への留学を進めてまいりました。両会場とも盛況で知夫村・島前高校のブースには約⁴名の者が訪れ、短い時間ではありましたが、³名の方が留学に関して相談されました。すぐ結果は出せませんでしたが、確かな手応えを感じた所でもあります。これらの計画は、しませぬUIターンフェアに担当課と共に出掛け、勧誘をしてまいります。また、インターネットの利

用や、出郷者の方々への周知・協力を求めるなど、様々な方法を実施したいと考えております。

次に、留学生の受け入れ態勢については、留学生の居住形態につきましても、次の「形態が考えられます。ひとつは、「里親主体方式」、二つ目は「寮主体方式」、三つ目は「寮と里親の併用方式」、最後に「家族留学方式」、以上の4つです。本村において、どの形態がいいかは担当課や総合戦略の方針との整合性を保ちながら進めたいと考えております。

何れにいたしましても、村民の皆様方の力が必要であり、是非とも一人ひとりが行政任せではなく、出来ることは協力してやるという取り組みにも期待しております。

今までは、教育委員会単独ではなかなかできないことを申し上げましたが、これからは少し教育委員会としての一貫教育への取り組みを述べさせていただきます。

年度当初に学校長と決めたことは、学校の自身の充実を図って、「来たくなるような学校」「行ってみたい学校」「行かせたい学校」「地域が誇れる学校」「教職員がやりがいを感じる学校」にすることを重点目標にいたしました。そのためには、やはり学力向上は欠かせないことであり、教職員一丸となって取り組んでおります。

一例を申し上げますと、今年度の全

国学力・学習状況調査の結果、小学生はほぼ全国・県平均でしたが、中学校は全国・県平均を大きく上回る結果でした。また、体育関係でも先日の島前陸上での小学生の活躍は素晴らしいものであり、9年間を見据えた教育を進める本村にとっては期待通りの結果で、今後も知夫の教育を自信をもって展開する所存であります。

また、小さな知夫村からの情報発信としては、去る8月1日には島根県の教育委員長・教育長をはじめとする幹部約20名が知夫村で、主に知夫の一貫教育・ふるさと教育を中心議題に教育懇話会を開催し、知夫の教育を大いにアピールし、知夫村を印象付けました。更に、来月は鳥取県南部町教育委員会からの視察も受け入れることになっており、このような知夫村からの情報発信活動も重要と考えております。

小新議員

●就労環境整備について

(1)放課後児童クラブを実施する考えはないか。

就労時間に合わせた高齢者見守りサービスを実施する考えはないか。病児病後児預かりサービスを実施する考えはないか。

村長

小新議員からの就労環境整備についての一般質問にお答え

します。

まず第1点目の放課後児童クラブの実施についてであります。これは、今年の7月定例議会時に堂下議員からの「学童保育について」の一般質問で回答したとおりであり、その席上には小新議員も傍聴にまいりましたし、その質問書及び回答書はお手元にあると思いますので、その内容は割愛させていただきますが、結論だけを復唱いたします。「学童保育の充実・実施」に向け出来るだけ早い段階で最大限努力していく考えであります。

次に、第2点目の就労時間に合わせた高齢者見守りサービスについてですが、小新議員は以前、招福苑に勤めていた経験もありますので、招福苑の業務内容・状況はよくご存知かと思えます。招福苑では、入居者・入所者の世話の他に短期入所、デイサービス、訪問介護、配食サービス等の高齢者福祉サービス事業を展開しています。現在の職員数では更に在宅見守りといったサービス事業を行っていくことはかなり困難であると思えます。

今、知夫村には1人程度の在宅介護を必要とする高齢者がいますが、現段階で対象となるような方はいないのではないかと思います。小新議員の元には、どのような声が届いているのかわかりませんが、私のところには、今のところそういった声は全く届いていないため、具体的な将来展望は言え

ませんが、現在招福苑入所者の自宅等への外出時や体調不良時等における付添いを、身元引受人に代わって代行していただける協力者の確保が出来ないものか検討しているところであり、質問の在宅見守りサービスについても、要望の声が多いようだとして併せて検討していきたいと思えます。

次に、第3点目の病児・病後児預かりサービスについてですが、このサービスの実施には病院、或いは、保育所に付設した専用施設か専用のスペースを使用して行う必要があり、又、職

員には看護師、或いは、保育士を配置しなければならぬため、適地での施設整備、職員の確保の他、現段階における知夫の需要見込み推計など総合的に考慮した場合、実施は非常に困難であると言わざるを得ませんが、点目の質問で、実施に向けて努力すると回答した、放課後児童クラブと並行して、出来ないものか検討してみる必要はあると思います。

ちなみに、西ノ島町では病児・病後児の対応を島前病院が行っており、海士町では病後児の対応を、民間が運営

するけいしよう保育園が行っているところであります。

●空き家利活用について

空き家の実態をどのように把握しているか。

空き家の情報提供、周知方法をどう講じているか。

空き家の整備、利活用の今後の対策をどう考えているか。

村長

小新議員からの空き家利活用についての質問にお答えします。

国土交通省は空き家が防災や衛生・景観等に問題があり、地域住民の生命、身体、財産の保護や生活環境の保全に支障をきたしている現状を回避する目的として、空き家対策特別措置法が制定されたが、知夫村に於いては、その法律の目的遂行にどのように取り組み、どの程度の進捗があるのかの質問だと思いますが、現段階での状況を報告いたします。

法制定を受けて、各都道府県は国に於いて説明会を受け、県に持ち帰り資料等をまとめた上で、市町村担当者レベルの県説明会を行っている段階であり、知夫村に於いては、空き家対策協議会等設置に向けた準備だけでなく、まだ庁内の話し合いにも至っておりませんが、点の質問には現段階の状況、及び、今後の予定等を踏まえたもので回答いたします。

第 点目の空き家の実態把握についてですが、空家の状況は、隠岐広域消防並びに知夫村消防団が位置及び所有者を把握し総務課が保有していますし、下水道整備状況図によって休止家屋の位置及び所有者は建設課が保有しています。又、住宅の築齡等については固定資産税名寄せ台帳で建築年の把握ができますし、住宅の危険度判定調査結果については建設課が保有しています。

以上のような事から、知夫村においては、人が住める状態ではなく完全に放置されたままの空き家も含めた、住宅の位置及び所有者は全て把握できているものと認識しております。

第 点目の空き家の情報提供・周知方法についてですが、倒壊等の恐れのある「特定家屋」に指定した場合の、所有者に対する周知とすることであれば、対策協議会等を設置して指定した後の話となりますし、空き家対策特別措置法そのものの概要等の周知ということであれば、村の広報誌や村内回覧等で行うべきと考えます。

第 点目の空き家の整備・利活用の今後の対策についてが、これまでに、まだ程度が良く少し手を加えれば使えそうな空き家については、観光振興課が調査し個々に交渉に当たり、了解を得た家屋で使用用途のついたものを定住財団からの補助で改修し、定住者に貸与した経緯があり、今後につ

いても、島根Uターン住まい支援事業等を活用して同様の進め方を推進して行く考えであります。

又、空き家対策特別措置法の制定と連動して、居住環境の改善を目的とした、空き家の除却及び利活用の補助事業を国交省が予算化していますので、補助対象となるような事案があれば建設課で対応していく予定であります。

ただ、あくまでも空き家は個人所有物であり、除却及び利活用等をすすめても、個人の了解と負担が必要となりますので、今後県から推進すべき方針及び日程等が示されると思います。が、今私が思うには、隣接家屋等に危険な状況を及ぼしている、或いは、道路等公共施設に隣接し、不特定多数の人に危険を及ぼす恐れがあつて、取り壊し等を促したにもかかわらず、取り合ってもらえないなど、限定したもので対策を考えればいいのではないかとと思うところがあります。

並河議員

●知夫里島特産という組織の相談窓口、活動について

特産品組織の窓口

は、観光課でよいのか。特産品組織の活動についてどう考えているか。

